

11. 交通

(1) 自動車改造費の助成

身体に障がいのある方の就労等の社会参加を促進するために、自ら運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部改造に要する費用を助成します。

- 対象者
神栖市にお住まいで、上肢・下肢・体幹機能障がい1～2級の方で、自ら運転する方。
※過去5年間に当該補助を受けた方は対象となりません。
※所得制限がありますので改造前に必ず相談をしてください。
- 助成額 改造費（10万円を限度）を助成します。
※10万円を超えた分は自己負担になります。
- 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(2) 自動車運転免許取得費の助成

身体に障がいのある方の日常生活や社会生活の活動範囲を広げて社会参加を促進するために、教習に必要な一部の費用を助成します。

- 対象者 神栖市にお住まいで、次の全ての条件に該当する方。
 - ・身体障害者手帳1～4級をお持ちの方
 - ・就労等のために免許を取得する方
 - ・運転適正試験に合格した方
- 助成額
指定自動車教習所で訓練を受けた費用の2/3を助成します。（15万円を限度）
- 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(3) JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方 ※下表を参照してください。
- 利用方法 JR各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。
- 問合せ先 JR各社

適用範囲	割引対象乗車券類	割引率	記 事
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者 又は12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除きます。)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

※JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

(4) バス(路線)運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が路線バス(高速バスを含む)を利用する場合、運賃が割引になります。

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方 ※下表を参照してください。

種類	利用できる方	割引率
普通乗車券	手帳所有者と第1種の障がい者の介護者	50%
定期乗車券	JR運賃割引に準じる	30%

<高速バス>切符は自動販売機で購せず、運転手に申し出てください。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の路線バス(高速バス除く)運賃の割引については、下記の8事業者が実施していますが、割引運賃額等については各路線バス事業者が認定するものであり、各路線バス事業者によって異なることがあります。

<窓口>関東鉄道、茨城交通、日立電鉄交通サービス、大和交通自動車、椎名観光バス、昭和観光バス、茨城急行自動車、朝日自動車の営業所。バス料金支払い時に、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

(5) 路線バス福祉パス(市制度)

障がいのある方が路線バス、コミュニティバス(高速バスを除く)を利用する際、福祉パスを提示すると料金が無料になります。

- 対象者
 - ・神栖市内に1年以上居住しており、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ※身体障害者手帳1種または1～3級、療育手帳Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの場合、介助のために同乗する方を含みます。
 - ※神栖市で生活保護受給中の方は、1年以上の居住要件はありません。

- 適用区域
鹿島神宮⇄神栖市内⇄銚子駅(市内の停留所から乗降する場合)
- 問合せ先 社会福祉課 tel 0299-90-1138 fax 0299-93-5002

福祉パスをご利用中の皆様へ

現在お持ちの福祉パスの有効期限は、「令和6年3月31日」までとなります。発行要件を引き続き満たす方には、新しい福祉パスを令和6年3月中旬以降に郵送します。

(6) タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がタクシーを利用する場合、料金が1割引になります。(県外の場合はあらかじめお問い合わせください。)

- 対象者
身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方
- 利用方法
乗車する際、手帳を提示してください。
- お問い合わせ先
茨城県ハイヤー・タクシー協会 tel 029-297-7131 fax 029-297-7132